

社会福祉法人長野県社会福祉協議会まちづくりボランティアセンター運営要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人長野県社会福祉協議会定款第2条第1項第2号及び「長野県ボランティア活動振興事業実施要綱」に基づき、ボランティア活動を振興し、地域福祉の総合的な推進を図るため、社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に設置されたまちづくりボランティアセンター（以下「センター」という。）の運営に必要な事項を定める。

(通称)

第2条 このセンターの通称を「長野県社協まちづくりボランティアセンター」とする。

(事業内容)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 福祉教育の推進と社会教育との連携促進
- (2) 地域福祉コーディネーターの養成
- (3) ボランティアまちづくり活動を支える市町村社会福祉協議会等の活動支援
- (4) 他分野連携の促進と県域での協働モデルづくり
- (5) 災害ボランティアと災害福祉支援活動の推進
- (6) 広報・啓発事業
- (7) 関係団体等との連絡調整及び連携
- (8) その他必要な事業

(運営委員会)

第4条 ボランティアまちづくり活動の実践者や活動支援者の声をセンター運営に直接反映させ、効果的な事業実施と多様な協働活動を促進するため、長野県社協まちづくりボランティアセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 運営委員（以下「委員」という。）は20名以内とし、市町村社会福祉協議会関係者、県のボランティアまちづくり活動団体関係者、ボランティアまちづくり活動支援機関関係者、社会福祉法人関係者、企業・協同組合等関係者、教育関係者、行政関係者、学識経験者等から選出し、県社協会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- (2) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠によって委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員会に、委員長及び副委員長をおき、委員の互選とする。委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。
- (4) 委員会は、会長の承認を得て委員長が招集し、その議長となる。
- (5) 委員会は、センターの運営に意見や提案を行う。

(庶務)

第5条 センター運営の庶務は、まちづくりボランティアセンターにおいて所管する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

従前の社会福祉法人長野県社会福祉協議会まちづくりボランティアセンター設置要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。